

平成 31 年 4 月 15 日

大和ハウス工業（株） 御中

国土交通省住宅局建築指導課

防火基準への不適合等に関する指示事項における追加対応について

国土交通省住宅局建築指導課長から指示した「防火基準への不適合等に関する対応について」（平成 31 年 4 月 12 日付け国住指第 117 号）により、改修等の迅速な実施、原因究明及び再発防止策等を求めたところであるが、以下のとおり追加して具体的な内容を指示する。

（1）原因究明関係

- ・ 既に指示している原因究明結果の報告に関し、第三者性を確保した形で原因究明を行い、報告すること。
- ・ 報告にあたっては、1 ヶ月以内（本年 5 月 15 日まで）を目途に、最終とりまとめが困難な場合には、その時点での状況を報告すること。

（2）入居者等の安全・安心の確保関係

- ・ 以下の進捗状況を、少なくとも毎月報告すること。
  - ・ 住宅の所有者等への説明
  - ・ 構造安全性の検証
  - ・ 改修等の進捗